

その他の手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

※支給実績及び平均支給年額は 25 年度決算による

手当名	内容及び支給単価	国との 制度比較	支給実績	1人当たりの 平均支給年額
扶養手当	・配偶者 13,000 円 ・配偶者を除く扶養親族 1 人につき 6,500 円 特定扶養加算 1 人につき 5,000 円	同じ	19,130 千円	225,051 円
住居手当	自ら居住するために住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える額を支払っている職員	同じ	9,373 千円	260,361 円
通勤手当	自家用車を利用する場合（2 km以上の者に限る）2,000 円～24,500 円の範囲で支給 ※交通機関を利用している場合も支給	同じ	4,179 千円	65,294 円
時間外手当（休日勤務手当分含む）は 3 ページを参照してください				
管理職手当	・課長職 月額 62,300 円 ・参事職 月額 51,900 円・41,700 円 ・補佐職 月額 31,700 円	同じ	18,180 千円	550,887 円
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時または緊急により、週休日または祝祭日・年末年始に勤務した場合に（勤務 1 回につき 12,000 円を超えない額）支給	同じ	432 千円	33,230 円
寒冷地手当	毎年 10 月から翌年 2 月までの各月において在職する職員に支給 ・世帯主で扶養親族のある職員 月額 26,380 円 ・世帯主で扶養親族のない職員 月額 14,580 円 ・その他の職員 月額 10,340 円	同じ	14,134 千円	109,563 円
児童手当	0～15 歳未満の子どもを養育している場合に支給 ・3 歳未満 1 人月額 15,000 円 ・3 歳以上中学生未満 1 人月額 10,000 円	同じ	12,085 千円	232,403 円

特別職の報酬等の状況

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分	給料月額など		期末手当 25 年度 支給割合	退職手当 算定方式 支給時期
	() 内は減額措置前の額	参考 (類似団体における最高額/最低額)		
給料	町長 665,000 円 (700,000 円)	807,500 円 / 363,200 円	3.95 月分	給与月額 × 512.6 / 100 × 勤続年数 任期毎
	副町長 570,000 円 (600,000 円)	670,100 円 / 365,000 円		給与月額 × 323.4 / 100 × 勤続年数 任期毎
	教育長 532,000 円 (560,000 円)	—		給与月額 × 283.8 / 100 × 勤続年数 任期毎
報酬	議員 250,000 円	364,000 円 / 220,000 円	3.95 月分	
	副議長 200,000 円	285,000 円 / 168,100 円		
	議員 176,000 円	263,000 円 / 135,800 円		

職員数の状況

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

(1) 部門別職員の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在の職員数は 138 人で、平成 25 年 4 月 1 日と比較して 3 人の減となっています。

区分	職員数 (人)		対前年 増減数	区分	職員数 (人)		対前年 増減数		
	25 年	26 年			25 年	26 年			
普通会計部門	一般行政部門	95	99	4	公営企業等会計部門	水道	6	5	△ 1
	教育部門	26	20	△ 6		下水道	5	5	0
	議会部門	2	2	0		その他	5	5	0
	農業委員会	2	2	0		小計	16	15	△ 1
	小計	125	123	△ 2	合計	141	138	△ 3	
					() 内は条例定数		(157)	(157)	